

定年退職を迎える準備

定年後の先輩たちが困ったあんなこと、こんなことをもとに定年退職前後に、自分でしなければならぬことや決めなければならぬことを、まとめてみました。オリジナルで作成するのがいちばんですが、まずは「定年退職前後にやるべきこと早見表」で確認してみてください。

定年退職前後にやるべきこと早見表

健康保険(12ページ)	
退職前	<input type="checkbox"/> 退職後にどの制度に加入するか検討 ・国民健康保険 ・任意継続 ・家族の扶養に入る
退職後	<input type="checkbox"/> 新しい健康保険の加入手続き

年金(13～16ページ)	
退職前	<input type="checkbox"/> 年金手帳の有無を確認 <input type="checkbox"/> 加入履歴や年金見込額の確認
退職後	<input type="checkbox"/> 本人が60歳未満の場合は国民年金への種別変更 <input type="checkbox"/> 配偶者が60歳未満の場合は、第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更 <input type="checkbox"/> 受給できる年齢になったら、年金請求

税金(17～20ページ)	
退職前	<input type="checkbox"/> 「退職所得の受給に関する申告書」を会社に提出
退職後	<input type="checkbox"/> 市県民税の納税通知書が届いたら納付 <input type="checkbox"/> 源泉徴収票の受け取り <input type="checkbox"/> 確定申告(2～3月)

再就職を希望する場合の雇用保険(21～22ページ)	
退職前	<input type="checkbox"/> 「離職票」の受け取り方法を確認 <input type="checkbox"/> 受給開始を延伸するか検討
退職後	<input type="checkbox"/> 退職先から「離職票」の受け取り <input type="checkbox"/> 求職の手続き <input type="checkbox"/> 受給開始延伸の場合は申請

健康保険について

会社を退職後は、いずれの健康保険に加入するかを自分で決めなければなりません。

いずれの保険に加入するにも、手続きの期間が短いので、事前に相談するなど準備しておきましょう。

Q1

会社を退職後の健康保険はどうなるのですか？

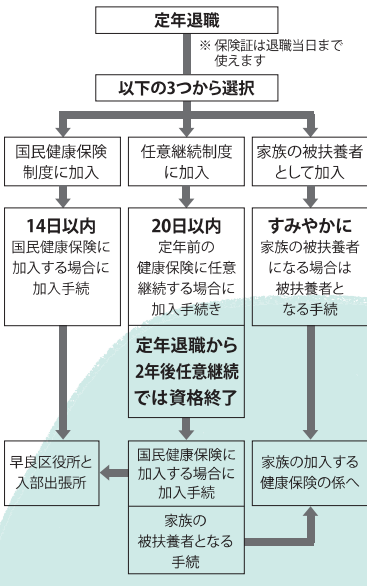
A 退職後加入する健康保険には、3つの種類があります。

- 国民健康保険に加入する
- 職場の健康保険を任意継続する
- 家族の健康保険の被扶養者となる

手続きは左表※01の図のとおりです。このうち、どの保険がお得かという点、上記③については保険料の額は増えないので一番お得ですが、被扶養者となるためには条件がありますが、被扶養者の方が加入している健康保険の担当者へご確認ください。

※01

※01 健康保険の手続き



早良区役所 保険年金課 保険係
☎833-4372 FAX 846-9921

※02 高額療養費制度(福岡市国民健康保険)

70歳未満の人の場合

◎自己負担(月額)

- 一月ごとに計算します(月の1日から月末まで)
- 病院ごとに計算します ただし、入院・外来・歯科は別計算となり、薬局分は外来分に合算します
- 1人の被保険者ごとに計算します ただし、同一国保世帯で自己負担が①②の条件により21,000円以上のものは合算します。
- 保険診療の対象とならないものは除きます(差額ベッド、食事代、歯科の自由診療など)

◎限度額(月額) (平成27年1月改正)

所得区分	総所得金額等	過去12か月で3回目まで	4回目以降
上位所得者	901万円超	252,600円 +(医療費-642,000)×1%	140,100円
	600万円超 901万円以下	167,400円 +(医療費-558,000)×1%	93,000円
一般	210万円超 600万円以下	80,100円 +(医療費-267,000)×1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円
非課税世帯		35,400円	24,600円

◎70歳以上の場合は内容が変わってきますので、お問い合わせください。

早良区役所 保険年金課 給付係
☎833-4371 FAX 846-9921

※02

Q2

国民健康保険料はどのようにして支払うのですか？

A

国民健康保険料の支払いは原則、口座振替でお願いしています。国民健康保険に加入された翌月に保険料の決定通知が送られてきますが、口座振替の手続きが完了していない場合は納付書が同封されていますので、金融機関やコンビニで支払います。また、加入者全員が65歳以上になったときは、世帯主の年金から天引きになる場合もあります。

Q3

医療費が高額になった場合、払い戻しはありますか？

A

同じ月に同じ病院に支払った高額な医療費が左表※02の条件で限度額を超えた場合、請求すれば一部が戻ってきます。

入院や手術ともなれば自己負担額が数十万円にもなる場合があります。そのような場合に一定の金額を超えた分を払い戻されるのが「高額療養費制度」です。条件や払い戻し額については、加入している健康保険の担当者までお問い合わせください。